警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十八号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第七号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七　電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。

八　前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。

第三十八条第一号中「、整理」を「及び整理」に改め、「関すること（」の下に「警備企画課及び」を加え、同条第二号中「関すること（」の下に「警備企画課及び」を加える。

第四十条第三号及び第四十一条第一号中「、整理」を「及び整理」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百六十九号」を「第百五十三号」に改め、第四十七号を削り、第四十八号を第四十七号とし、第四十九号から第五十五号までを一号ずつ繰り上げ、第五十六号を削り、第五十七号を第五十五号とし、第五十八号を第五十六号とし、第五十九号を削り、第六十号を第五十七号とし、第六十一号及び第六十二号を削り、第六十三号を第五十八号とし、第六十四号から第六十七号までを五号ずつ繰り上げ、第六十八号を削り、第六十九号を第六十三号とし、第七十号から第八十一号までを六号ずつ繰り上げ、第八十二号を削り、第八十三号を第七十六号とし、第八十四号を削り、第八十五号を第七十七号とし、第八十六号から第九十一号までを削り、第九十二号を第七十九号とし、第九十三号を削り、第九十四号を第八十号とし、第九十五号から第百一号までを十四号ずつ繰り上げ、第百二号及び第百三号を削り、第百四号を第八十八号とし、第百五号を第八十九号とし、第百六号を削り、第百七号を第九十号とし、第百八号から第百二十五号までを十七号ずつ繰り上げ、第百二十六号を削り、第百二十七号を第百九号とし、第百二十八号を第百十号とし、第百二十九号から第百三十二号までを削り、第百三十三号を第百十一号とし、第百三十四号から第百五十四号までを二十二号ずつ繰り上げ、第百五十五号を削り、第百五十六号を第百三十三号とし、第百五十七号から第百六十九号までを二十三号ずつ繰り上げ、同条に次の七号を加える。

百四十七　森林・山村多面的機能発揮対策交付金

百四十八　水産多面的機能発揮対策交付金

百四十九　特定非営利活動法人等運営力強化交付金

百五十　原子力災害避難指示区域消防活動費交付金

百五十一　防災対策推進農山漁村地域整備交付金

百五十二　防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額

百五十三　防災対策推進社会資本整備総合交付金

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　平成二十四年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第五項第一号ニ及び第百二十四条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第四項第九号中「委託費」を「補助金又は委託費」に改める。

第六十二条第三号中「第四条第三項」を「第四条第二項に規定する農地保有合理化事業又は同条第三項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三